

令和7年度市職員研修資料

部落問題を通して学ぶ差別問題理解の基礎基本

■2016 年 12 月 部落差別解消推進法が制定、施行された

●部落差別の解消の推進に関する法律（下線は筆者）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の实情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

■基礎基本1：差別の現実認識における「実感主義」の克服

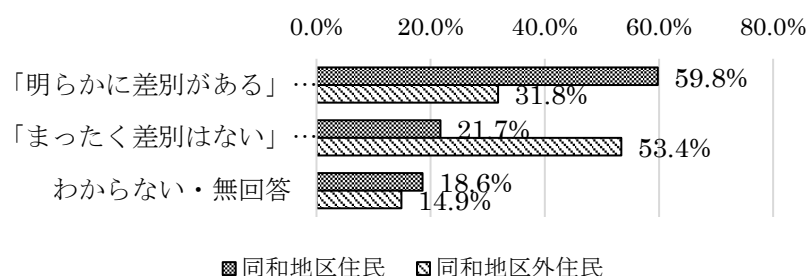
（1）差別の存在認知は取り組みの一切の前提

1. 差別問題議論の入り口は「そんな差別、まだあるの？」という差別の存在認知の論争
→ 「差別現実はない」と「差別の現実を知らない」とは似て非なるもの
2. 「部落差別解消推進法」は第一条冒頭で「現在もなお部落差別が存在する」と明記した。
これにより部落差別の存在認知について社会的決着がついた。
3. 差別の現実を認めるかどうかは、今後は「考え方や認識の違い」の問題ではなく、「法律」を認めるのか「法律」を否定するのかの議論となった。これは大きい。

（2）しかし、「現在もなお部落差別が存在する」との実感を市民は共有しているだろうか？

1. どんな差別でもその現実を一番実感しているのは被差別当事者
2. 差別は様々な形をとって現れるが、最もつらい差別は被差別当事者の心の中に刻まれる差別。しかしそれはなかなか他人からは計り知れない

図1 「現在も部落差別があると思いますか」（2015年鳥取県八頭町町民人権意識調査）



（3）ではどうしたらいい？

1. 被差別当事者が訴えること。しかしそこに落とし穴が… → あるPTAでの話
2. 差別に対する不安、悔しさ、つらさは自然に多くの人々にわかってもらえるものではない。一番効果的な方法は、被差別当事者が訴えること。しかしそれは自分が部落出身であることをカミングアウトすることを意味する。当事者の告発は差別を受けるリスクを伴う。そうした差別の力が当事者が訴える行為を抑え込み、「差別の現実」の可視化・共有化をねじ伏せている。そんな中で多くの市民は「もう部落差別なんて存在しない」、「あってもたいしたことではない」、「それは昔の話じゃないのか」と悪気無く思いこんでいるケースが広くある。厳しい差別ほど見えにくい。

（4）圧倒的多数の部落外に居住する出身者にとってはなおさら語れない。

1. 大学での受講生の発言
2. ある教員の体験（『ヒューマンライツ』2022年7月号より）
「ある日、同和問題学習の前に行う指導案検討会が終わった後のこと。一人の教員が『終わりかけの（部落問題の）ことを蒸し返してどうするの』みたいな発言をした。他の教員も『そうやな。こんな早くやめたらいいのに、やるからなくならんのか』と同調する。（中略）それまでなら、黙っているかへうへうしているかだったけれど、一言だけ『それ当事者の目の前で言えますか』と言わせてもらった。すると『言えるわけないだろ!』と即答された。『だったら言うなよ。ていうか、ここに、目の前にお

りますよ!』と、心の中でいっぱい叫んだ」(高等学校教諭「教育現場で感じる違和感」)

(5) 差別の厳しさが差別の現実を覆い隠してしまうのは部落問題だけではない。

1. セクシャルマイノリティ問題 → 電通(電通ダイバシティ・ラボ)調査(2018年10月)によるとLGBTであると回答 8.9%(調査対象 60,000 人) 約 11 に 1 人
2. ハンセン病問題、セクハラ、HIV 問題など、「差別の力が当事者を黙らせる」「差別の現実の可視化・共有化をねじ伏せている」状況は通底している



- 差別の現実を「実感」で判断しては間違ふ。それは部落差別だけではない。女性差別も障害者差別もセクシャルマイノリティに対する差別など全ての差別にあてはまる。
- ▼差別の現実の真実はあなたの実感の中にあるのではない。
- ▼差別の現実認識における「実感主義」を克服しよう!
- ▼被差別当事者の声を受け止めよう! 差別の現実を学ぼう → 基本は自学自習!

■基礎基本2:「加差別」の現実の再認識

(1) 大学の講義で学生たちに気付かされたこと

1. 講義での予想外の反応
2. 夏休みの課題設定、寄せられた質問
3. レポートに綴られていた現実—受講生たちが見つけてきた部落差別の現実
4. 興味深い2つの事実への気づき—

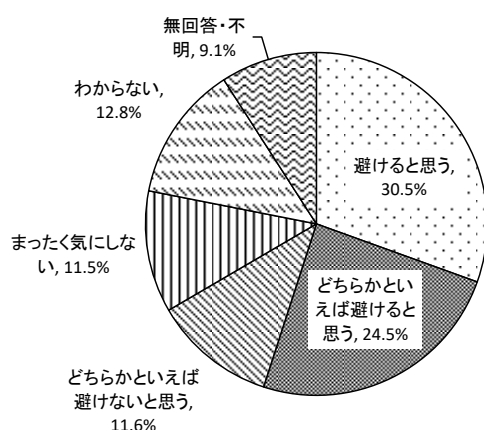
(2) 「被差別」の現実と「加差別」の現実

1. 差別の現実認識の広がり → 部落差別、女性差別、障害者差別 ～
2. 差別問題の「当事者とは誰か!」

【参照】

1. アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見や思い込み、自覚なき差別意識)
2. マイクロアグレッション(小さな攻撃、自覚なき差別行為)
3. マジョリティ特権

図2 住宅を選ぶ際に価格や立地条件などが希望にあっても、物件が同和地区内である場合避けることがあると思いますか(2010年大阪府民人権意識調査)



■基礎基本3：「宿命論」「寝た子を起こすな論」のとの決別

(1) 被差別当事者対策として発展してきた日本の人権政策

1. 障害者への福祉施策、アイヌ民族対策、部落問題での同和対策事業などなど。
2. こうした「特別対策」は間違いではない。人権政策における重要な柱であり、被差別当事者にとってそれは命綱にさえなってきた
3. しかしこれにとどまるとは差別の実態の「改善」にこそなれ、差別の「解消」までは届かない。同和対策事業で、結婚差別やインターネット上の差別は無くせない。
4. 被差別当事者を苦しめてきたのは「加差別」の社会の実態でありその構造である

(2) 「加差別の現実を駆逐する社会変革」を通して差別の解消を実現する時代へ

1. 社会問題として差別をとらえその変革を通して差別の解消を打ち出した 2016 年施行の「差別解消三法」 → 「差別解消三法」は「差別改善三法」ではない
(4 月障害者差別解消法 6 月ヘイトスピーチ解消法 12 月部落差別解消推進法)
2. 「部落を変える」から「社会を変える」へ
→ 「部落差別解消推進法」第一条 この法律は（中略）もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
3. 「宿命論」との決別
4. 「寝た子を起こすな」論の全面否定 → 部落差別解消推進法 第 5 条
5. 障害者における「医学モデル」から「社会モデル」への転換（合理的配慮をしないことは差別である）もまた同様



- 社会問題として差別の問題をとらえる。「区別」は無くせないが、「社会の在り方」はいくらでも変革できる。私たちが作り出してしまった差別は、私たちの取り組みによって解消することができる。だからこそ学ぶ。だからこそ学ぶ。だからこそ取り組む。
- 「宿命論」や「寝た子を起こすな論」に惑わされている場合ではない。
- 行政にはその責務がある。行政に人権が無関係な部局はない。さあ、どんな取り組みが有効なのか。考えるという仕事が始まる → 部落差別解消推進法 第 3 条

【講師プロフィール】

関西大学 文学部 教育学科 卒業

関西外国語大学教員・近畿大学人権問題研究所教授などを経て

現在 近畿大学 名誉教授

著書（単著）

『部落解放への挑戦－「補償」から「建設」へ』解放出版社 1994 年

『人権のステージ－夢とロマンの部落解放』解放出版社 1998 年

『データで考える結婚差別問題』部落解放・人権研究所 2002 年

『「人権の宝島」冒険－2000 年部落問題調査・10 の発見』解放出版社 2002 年

『土地差別問題の研究』解放出版社 2003 年

『新たな発展をめざして－「法」期限後の部落問題を考える』（社）和歌山人権研究所 2004 年

『土地差別－部落問題を考える』解放出版社 2006 年

『見なされる差別－なぜ、部落を避けるのか』解放出版社 2007 年

『結婚差別－データで考える現実と課題』部落解放・人権研究所 2007 年

『同和行政がきちんとわかるQ & A』（編著）解放出版社 2008 年

『差別のカラクリ』解放出版社 2009 年

『「人権の世間」をつくる』解放出版社 2013 年

『「同対審」答申を読む』解放出版社 2015 年

『部落差別解消法－制定の意義と活用への課題』部落解放・人権研究所 2017 年

『ガイドブック部落差別解消推進法』解放出版社 2017 年

『部落差別解消推進法を学ぶ』解放出版社 2019 年

令和7年度 新規採用職員研修

—近年の社会動向に見る人権—

人権政策課

はじめに

「人権」という言葉からどんな印象を受けますか？

- ・ とても大切なもの
- ・ 堅苦しくて難しい・・・

今一度、「人権」について考えてみましょう！

人権をとりまく 現状と今後の課題

3

人権問題ってなに？

- ①女性 ②こども ③高齢者 ④障がいのある人
- ⑤部落差別 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症
- ⑨ハンセン病患者等 ⑩刑を終えて出所した人等
- ⑪犯罪被害者等 ⑫インターネット上の人権侵害
- ⑬北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）
- ⑭ホームレス ⑮性的マイノリティ ⑯人身取引
- ⑰震災等の災害に起因する偏見や差別
- ⑱ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別

（法務省が掲げる啓発活動強調事項 18項目）

4

人権三法

障害者差別 解消法

（障害を理由とする差別の
解消の推進に関する法律）

2016年4月1日施行

ヘイトスピーチ 解消法

（本邦外出身者に対する不当
な差別的言動の解消に向け
た取組の推進に関する法律）

2016年6月3日施行

部落差別 解消推進法

（部落差別の解消の推進に
関する法律）

2016年12月16日施行

「差別されている人の_____」から

「_____を変えていく」ことで差別の解消をめざす

5

障がいのある人

「障がい」はどこにある？



6

障がいの「医学モデル」と「社会モデル」

・障がいの「医学モデル」

「身体に障がいがあるから登ることができない」

= 個人の問題

・障がいの「社会モデル」

「段差があるから登ることができない」

= 社会の問題

7

障害者差別解消法

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（第1条：抜粋）この法律は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（2016（平成28）年4月1日施行）

8

障害者差別解消法とは

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務 (合理的配慮を行わなければなりません)
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止	法的義務 (合理的配慮を行わなければなりません)



令和3年5月に改正され、
令和6年4月1日以降、
努力義務から**法的義務**に

9

不当な差別的取扱いの例

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・保護者や介助者が一緒にいないと、一人で入店することを断わる
- ・本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける

合理的配慮の例

- ・困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- ・段差がある場合に補助する
- ・筆談などを用いて意思疎通をする

10

外国人の人権

Q.日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことは？

風習や習慣などの違いが受け入れられないこと【27.8%】

就職・職場で不利な扱いを受けること【22.1%】

差別的な言葉を言われること【19.5%】

職場・学校などで嫌がらせやいじめを受けること【19.1%】

じろじろ見られたり、避けられたりすること【18.8%】

アパートなどへの入居を拒否されること【12.5%】

交際や結婚を反対されること【12.3%】

宿泊などの施設の利用や、店舗などへの入店を拒否されること【5.1%】

その他【2.2%】

特になし【38.3%】

無回答【1.5%】

内閣府「人権擁護に関する
世論調査(令和4年8月調査)」
※複数回答

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45

ヘイトスピーチ

・ヘイトスピーチとは

特定の民族や国籍の人々を排斥
する差別的言動のこと。

人々に不安感や嫌悪感を与えるだ
けでなく、人としての尊厳を傷つけた
り、差別意識を生じさせることにつな
がる。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律

通称:ヘイトスピーチ解消法

(第1条) この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(2016(平成28)年6月3日施行)

→教育や啓発の拡充を意図したもので、**罰則規定は無い。(理念法)**

ヘイトスピーチへの具体的な規制、罰則は各自治体の条例に拠る。

13

部落差別(同和問題)

・部落差別(同和問題)とは

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題

(法務省ウェブサイトより)

14

実態的差別と心理的差別

・実態的差別

居住環境など生活実態に表れる差別

・心理的差別

同和地区に対する間違った知識や偏見により生まれる差別

※現在も解消されていない

15

差別を解消し、人権が尊重される 三重をつくる条例

三重県人権センター
マスコットキャラクター
ミッコロ



目的

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ること

基本理念

不当な差別をはじめとする人権侵害行為等の禁止

不当な 差別

人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの

人権侵害 行為

不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

→ 相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、
知事による 助言・説示・あっせん の手続を整備

16

「寝た子を起こすな論」

「部落差別は昔のこと」

「部落差別を知らない子どもたちにわざわざ教える必要はない」

「知らなければ差別しようがないのに、教えるから差別がなくなる
らない」

「そっとしておけばそのうち部落差別は自然になくなる」

_____が大切です



17

部落差別解消推進法

正式名称: 部落差別の解消の推進に関する法律

(第1条) この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(2016(平成28)12月16日施行)

18

性的マイノリティ

「LGBTQ」という言葉

L レズビアン（女性の同性愛）

G ゲイ（男性の同性愛）

B バイセクシュアル（両性愛）

T トランスジェンダー（割り当てられた性別の不一致）

Q クィア、クエスチョニング

（あてはまらない、あてはめたくない、決めようもない、わからない）

「

恋愛感情や性的関心がどのような対象に向かうのかを示す概念

※ 多数派は

「

自分の性をどのように認識しているかを示す概念

※ 多数派は

19

SOGIE（ソジー、ソギー）とは

- 誰にも自分の「性的指向（Sexual Orientation）」がある
- 誰にも自分の「性自認（Gender Identity）」がある
- 誰にも自分の「性表現（Gender Expression）」がある

LGBTQという_____がいるのではなく、

全ての人が_____である。

20

カミングアウトとアウティング

・カミングアウトとは

本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること

※ カミングアウトを誰に・いつする(しない)かは、
_____である

21

カミングアウトとアウティング

・アウティングとは

本人の了承を得ずに、本人が秘密にしている自身のことを他の人に伝えること

※ アウティングは、本人が職場や家庭などのコミュニティで
_____ことや _____につながら
ることのある、_____である。

22

カミングアウトとアウティング

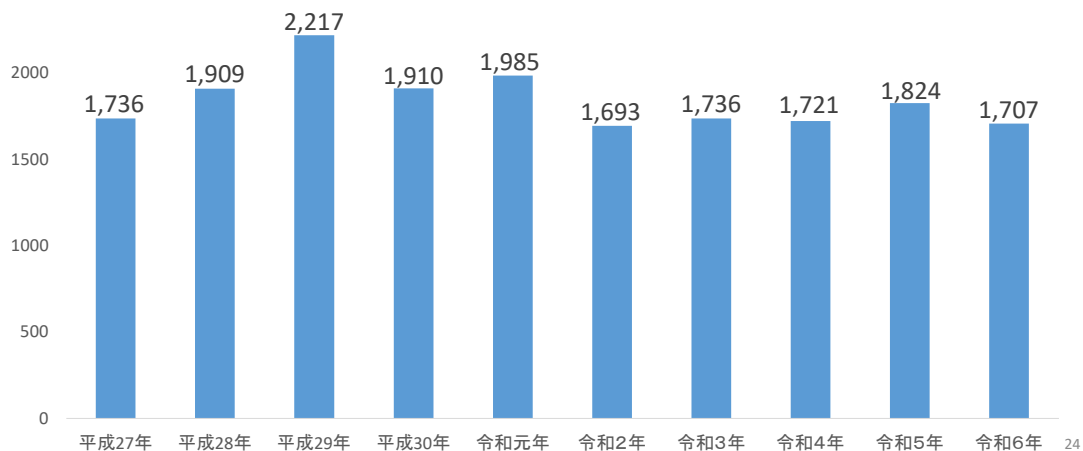
・カミングアウトを受けたら・・・？

23

インターネット上の人権侵害

(件数)

2500



24

インターネット上の人権侵害

- ・差別行為のハードルの低下

匿名で、時間的・地理的制約なく発信が可能であること

- ・フィルターバブル

検索履歴やクリック履歴から、ユーザーの思想や行動特性に合わせた情報を作為的に表示すること

- ・ホモフィリー(同類性)

自分と同じような属性や価値観を持つ人とつながろうとする傾向のこと

- ・エコーチェンバー(反響室)

SNS上で自分と似た考えや価値観を持つユーザー同士がつながるコミュニティ内で意見を発信すると、同じような意見や共感が返ってくるという現象

25

インターネット上の人権侵害

フィルターバブルやホモフィリー、エコーチェンバーなどの現象により _____ が生まれることで、特定の属性に対する _____ や、 _____ などのインターネット上の人権侵害につながる。

26

他にも多くの人権問題が・・・

- ・女性
- ・子ども
- ・高齢者
- ・アイヌの人々
- ・感染症
- ・ハンセン病患者等
- ・刑を終えて出所した人等
- ・犯罪被害者等
- ・北朝鮮当局による人権侵害（拉致問題等）
- ・ホームレス
- ・人身取引
- ・震災等の災害に起因する偏見や差別
- ・ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別

27

少年と医師の関係

父と子が乗り合わせていた乗用車が、事故に遭いました。

残念ながら父親は即死。

瀕死の重傷を負った少年が、病院に運び込まれました。

その少年を見るなり、病院の医師は大声で叫びました。

「この子は私の息子です！」と。

さて、この少年と医師はどのような関係でしょうか？

28

部落差別の現状と課題

－客観的データや具体的な事例から現実と向き合うこと－

公益財団法人反差別・人権研究所みえ(ヒューリアみえ) 調査・研究員 原田 朋記

期日：2025 年 1 月 15(木)

時間：10:00～11:30

場所：鈴鹿市役所

1. はじめに

2. 部落問題の基本認識

(1) 部落差別とは？

部落差別とは、被差別部落の出身であることやそこに住んでいることを理由にした差別であり、日本固有の人権問題です。

(2) 同和対策審議会答申には次のように明記[1965 年 8 月 11 日]

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。[原文引用]

(3) 部落差別の解消の推進に関する法律[2016 年 12 月 16 日] ➡ ➡ ➡ 全文 QR コード



第一条(目的)：この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、(中略)国及び地方公共団体の責務(第三条)を明らかにするとともに、相談体制の充実(第四条)等(第五条：教育及び啓発～第六条：実態調査の実施)について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する(第二条：基本理念)ことを目的とする。

(4) 法律の中で国が認めた「現在もなお部落差別が存在する」という実感は…？

① 部落差別の現状認識[県民]

－現状を認識している _____ %

－現状を認識していない _____ %

② 中学校を卒業して半年しか経っていない生徒は！？[生徒]

－今でも部落差別はある _____ %

－部落差別はない＋わからない _____ %

③ 何が部落差別を見えなくさせるのか！？

被差別の当事者が感じる部落差別に対する不安、部落差別を受けて悔しかったことや辛かったことなどは、なかなか他の人に感じとってもらえるものではありません。そのため、被差別の当事者が声をあげ、社会に訴えざるを得なかったりします。しかし、当事者として被差別体験や不安や心配を社会に訴えることは、自らが被差別部落出身であることをカミングアウトしていることと同じです。部落差別がなお厳しく残されている社会の中で被害を訴えれば、さらに差別を受けるリスクを負うことになります。このため、本当は訴えたくても声があげられなかったり、我慢を強いられたりします。差別の力が「差別の存在」の可視化、共有化をねじ伏せてしまいます。

④ 被差別の当事者の声が押し込められてしまう⇒まわりに部落差別はないと悪気なく思い込んでしまう⇒部落差別が見えにくくなる

ワークシート①登場人物に対して問題や課題だと思うことは何ですか？

A	市が主催する街コンで出会い交際をスタートさせる。数ヶ月後、親戚が集まる場で、彼女ができたこと、結婚を考えていることを報告する。
B	その場で「彼女がどこの子かはしっかり調べた方がいい」と意見した。
C	B の言葉を真に受け、彼女の身元調査をする。彼女が被差別部落出身であることがわかれると「交際をやめるよう」A を説得する。
D	A を説得するC の横で、何も言わずに黙る。
A	C の説得には応じず、職場の上司であるE に相談する。
E	A に「彼女のことが好きなら一緒になったらいい」と助言する。
A	次第に家族の関係が悪化したことが理由となり、彼女に別れを告げる。
彼女が行政の窓口相談したことで結婚差別が発覚する。	
A	A は部落差別をしたことを認めた後、「小中学校や高校で部落問題について学ぶ機会がなかった」とふり返っている。

登場人物	問題や課題だと思うこと
A	
B	
C	
D	
E	
その他	

ワークシート②部落差別って今もあるの！？

- Q1 自分の子どもの結婚相手が被差別部落出身者とわかった場合、「考えなおすように言う」と回答した県民の割合は？
A. 20%くらい B. 30%くらい C. 40%くらい
- Q2 気に入った物件が被差別部落内にあることがわかった場合、「どれだけ条件がよくても買いたくない」と回答した県民の割合は？
A. 25%くらい B. 35%くらい C. 45%くらい
- Q3 取引物件が被差別部落であるかどうかの質問を受けたことがある宅建業者の割合は？
A. 25%くらい B. 35%くらい C. 45%くらい

3. 調査の結果と具体的な事実からみる部落差別の現状

(1) 結婚に対する態度

- －子どもの結婚相手が同和地区出身者とわかれば「考えなおすように言う」 _____ % [県民]
－家族が反対したとき「親の反対を押しきってでも結婚する」 _____ % [生徒]

○事例：被差別部落出身であることを理由に結婚が破談[2019年]

2018年12月に三重県内のある市が婚活サポート事業として、いわゆる「街コン」を開催しました。そこで出会った二人は、結婚を前提に交際をスタートさせました。数ヶ月後、男性側の親戚が多く集まる機会があり、その場で男性は、交際している女性がいること、結婚を考えていることを報告しました。すると、親戚の一人が「彼女がどこの子かはしっかり調べた方がいい」と男性や男性の両親に強く意見しました。その言葉を真に受けた男性の母親は、彼女にはわからないよう身元調査をしました。その結果、女性が被差別部落に居住していることがわかってきます。母親は猛反対し、交際をやめよう息子を説得しますが、男性は母親の反対には応じませんでした。しかし、次第に家族関係が悪化したこと等が理由となり、男性は女性との交際を終えることを決断し、2019年5月に別れを告げました。その後、女性が居住地の行政の窓口相談したことで結婚差別が発覚しました。

(2) 物件に対する態度

- －小学校区内に同和地区がある「どれだけ条件がよくても買いたくない」 _____ % [県民]
－物件が同和地区内にある「どれだけ条件がよくても買いたくない」 _____ % [県民]
－取引物件が同和地区であるかどうか問い合わせを「受けたことがある」 _____ % [業者]

○事例：被差別部落であるとの理由で契約解除[2023年]

県内の土地を購入した教員夫妻が、契約後、その土地が被差別部落であることがわかったとして、土地を紹介した宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という)に対し、文書により契約解除を要求しました。教員夫妻の主張に、売主は心身ともに憔悴し、合意解約書の締結に応じたにもかかわらず、教員夫妻は宅建業者の対応に非難を続けました。宅建業者は、教育公務員でありながら差別行為を行ったことを真摯に反省するよう、「差別解消条例」

に基づく知事による説示を行うように申立てました。

県はこれを受けて、第三者委員会である三重県差別解消調整委員会を設置し、その審議を経て、2024年2月29日、この教員夫妻に対し、一連の行為は部落差別であることを認定した上で、申立人のみならず、売主とその関係者にもたらした苦痛を理解し、自らの行為の不当性を十分認識するとともに、部落差別に関する正しい知識と認識を深め、今後二度と同様の行為を行うことのないよう「説示」を行いました。また、県教育委員会は、「説示」を受け、教育公務員に対する信用を大きく傷つけたとして懲戒処分を行いました。

(3) 宅建業者はお客さんから同和地区(被差別部落)かどうか問い合わせを受けた場合、答えないと法律に違反することになる！？

宅地建物取引業法の第47条には、「業務に関して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない」との規定があります。しかし、宅建業者はお客さんから、その土地が同和地区(被差別部落)かどうか問い合わせを受けた場合、答えなくても「故意に事実を告げていない」ことにはなりません。このことは、2010年5月に当時の国土交通大臣が「取引相手から同和地区(被差別部落)の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法の第47条に抵触するのかという問い合わせがあるが抵触しない。そのような質問には答えなくていい」と国会で答弁したように、国としての見解を示していることから明らかです。

ワークシート③あなたのパーセンテージはどれくらいですか？

①自分の子どもの結婚相手が被差別部落出身であることがわかった。

反対する



反対しない

②不動産物件を探す際に、被差別部落かどうか気になったことがある。

気になったことがある



気になったことはない

③不動産物件の購入を考えていて、気に入った物件が被差別部落の中にあった。

購入しない



購入する

④気に入った不動産物件が被差別部落にあることで、家族や友人が反対している。

購入しない



購入する

4. 部落差別の解消を阻む課題としての忌避意識と向き合う

(1) ワークシート③で、あなたのパーセンテージはどのくらいでしたか。100%にできなかった自分自身の被差別部落への忌避意識と向き合うことが必要です！

(2) 忌避意識とは！？⇒忌避意識は差別への加担につながる

忌避意識とは、被差別部落を避けようとする意識です。

誰もがもつ「差別されたくない」という願いがもとになり、被差別部落出身者と結婚すれば、あるいは、自分が被差別部落に住めば、「被差別部落出身者であるとみなされて、部落差別を受けるかもしれない。それは避けたい」という意識です。

(3) 差別されない権利とは？

① それぞれの主張に「差別されない権利」とありますが…

- ・ 忌避意識に基づく主張「自分は、部落差別が今もあることはわかっている。だから、子どもや孫たちをわざわざそういう土地に住まわせたくない。自分たちにも差別されない権利はあるのだから」
- ・ 差別をなくしたいという被差別の側の主張「自分が受けた部落差別を子どもや孫に受けさせたくない。そんな辛い思いをさせたくない。自分たちには差別されない権利がある。部落差別がなくなれば、こんな思いをしなくてよいのだ」

② 名古屋高裁判決「差別されたくない」と被差別部落を避ける行為は法的に保護されない」

③ 東京高裁判決「差別を受けることなく平穏な生活を送ることは法的に保護される」

5. 部落差別が存在する社会をつくっている(支え・構成)一人として私たちにできること

…部落差別を「今もある社会問題として認識」「自分に関係する問題として捉える」

(1) 私の中に忌避意識はありませんか？

- ・ 100%にできない(とどまれない)自分、その自分を横において、その自分と向き合うことなく、子どもたちやまわりの人に「差別をしてはいけない」と求めてしまっていないですか！？
- ・ 部落差別を残している一人になっていませんか？

(2) 部落差別と出会ったときにどう行動しますか？[具体的な場面で考える]

ワークシート④あなたならどうしますか？

転職することになり、新しい職場の近くにアパートを探すことになった。いい物件を見つけたため、[転職前の現職場で]次の日、何気ない会話の中で、職場で一番仲のよかった先輩に「〇〇町にいいアパートが見つかって、そこで契約しようと思ってるんです」と物件がある地名を伝えると、先輩から次のように返された。「あんたそこ部落やって知ってるん？」「そんなところに住んだら私が遊びに行けへんくなるからやめてよ」と…。

まわりには同僚や他の社員もいる中で私は…

☞ 事例：病院での患者による賤称語を使った差別発言

① 部落差別発言や落書きと出会ったときに[生徒]

- － 直接、問題点を指摘したり、後で先生や友だちに相談したりする _____ %
- － 問題だと思いが何もしない _____ %

② 相談しどうすべきか考えることをとおして放置しないこと【相談できる環境が多くの場所で整備されること】

(3) 部落差別に対して「無関心」「他人事」の態度をとっていませんか？

- ① 放置すること、無関心や他人事ていることは「無自覚」「無意識」に相手を不安にさせてしまうかもしれない…差別する「意図」のない発言や態度でも被差別の側は不安を感じさせている

☞事例：高校生Aが被差別体験を忘れたくても忘れられなかったのは…

☞事例：高校生Bがショックでドキドキしたのは…

- ② 悪気のない普段の生活の中で飛び交っている「無自覚」「無意識」な言葉[生徒]

＝高校生AやBの体験は一部の被差別部落にルーツがある高校生の特別な体験ではない

・ 学校生活の中で「聞いたことがある」 _____ %

- ③ 無関心や他人事ていることは…

- ・ 積極的に誰かを差別していなかったとしても「差別をなくす」ことにはならない
- ・ 無自覚・無意識のうちに差別を容認しときに加担し温存してしまう可能性がある

ワークシート(まとめ)部落差別をなくすために私にできること

--

6. 人の意識は学びの中で変えていける

(1) 確実に変化した不動産業者の意識

- ・ 取引物件が同和地区であるかどうか聞くことは「差別につながる」 _____ % [2011 調査]
_____ % [2022 調査]
- ・ お客さんに同和地区かどうか気にするのは「誤りだと言いたい」 _____ % [2011 調査]
_____ % [2022 調査]

(2) 学んできたのに言い返せなかった「自分を悔やみ」「自分を問い続けたい」と語るある青年

**(3) 自分の問題として捉えること＝自分がどうあるべきか考え続けること
＝学びの中で自分と向き合い続けること**

(4) [考える][学ぶ][向き合う]だけでは何も変わらない⇒ _____

7. おわりに－「立つ位置」から「立つべき位置」を－

紹介する各調査の概要

- ・ 人権問題に関する三重県民意識調査[2022 年度／県民(18 歳以上)／1,167 人]
- ・ 部落問題に関する生徒アンケート[2022 年度／県立学校の第1 学年生徒／6,398 人]
- ・ 宅地建物取引に関する人権問題の実態調査[2022 年度／県内に事務所を有す業者／449 社]

はらだ とも き
【原田 朋記さん 講師プロフィール】

- ・ 2005 年から三重県人権センター内で勤務、2012 年から公益財団法人反差別・人権研究所みえで調査・研究員として勤務。

2007 年～ 津市反差別青少年友の会 会長

2010 年～ 公益社団法人三重県人権教育研究協議会 実践研究協力者

2014 年～ 公益社団法人全国人権教育研究協議会 実践報告協力者

2015 年～ 津市人権施策審議会 委員

2017 年～ 津市人権・同和教育研究協議会 事務局次長

2020 年～ 部落解放同盟三重県連合会 執行委員

2020 年～ 部落解放同盟三重県連合会殿木支部 書記長

2020 年～ Bonds of Friendship 実行委員会 事務局長

2024 年～ 津市人権・同和教育研究協議会 事務局長



災害からすべての人のいのちを守るために

—男女共同参画の視点で防災・減災を考える—

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

みやた
宮田

なおき
真樹

男女共同参画のお話

「ジェンダー」と「固定的性別役割分担意識」

男女共同参画とは…？

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

鈴鹿市男女共同参画推進条例 第2条より抜粋

2人以上で
いっしょに行うこと

2人以上が
同等の資格で結びつくこと

男女の役割ではなく
個性や能力を活かして
様々な分野に

事業・政策などの
計画に加わる

男女
共同
参画

それぞれが、
性別にかかわらず

で

すること

一人ひとりが **性別に関わらず**、多くの選択肢の中から自分の希望どおり進める社会に。
そして、女性も仕事の責任を、男性も家庭の責任を担い、一緒に支えあう社会に。

男女共同参画社会基本法 (平成11年施行)

「男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する
最重要課題」 (男女共同参画社会基本法前文より)

三重県男女共同参画推進条例 (平成13年施行)

「**新しい社会構造の前提**となり、**基礎**となるものが、
男女共同参画社会である」 (三重県男女共同参画推進条例前文より)

鈴鹿市男女共同参画推進条例 (平成18年施行)

単なるスローガン (主義主張・標語) ではなく、
責務を伴う「政策・施策」として推進されている

鈴鹿市男女共同参画推進条例 第6条

市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本目標を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。

POINT !

男女共同参画社会の実現を阻害するもの

- 1 ジェンダー へのとらわれ**
- 2 固定的性別役割分担意識**

“ジェンダー”とは

男女

2種類 の 捉え方 がある！

「生物学的な性別」

生まれつきの性別
(オス・メス)

【セックス/sex】



「社会的・文化的な性別」

社会通念や慣習により
その国や地域社会
またそれぞれの文化によって
作り上げられた
「男性像・女性像」

【ジェンダー/ gender】

→だれでも必ずもっている

→人工的に、後から勝手に決められているもの

ちょっと考えてみましょう

それぞれの事柄は
男性のイメージ？ 女性のイメージ？ どちらでもない？

- ① 看護師
- ② プログラマー
- ③ ラーメンが好きな人
- ④ 手芸が趣味の人

そこには皆さんそれぞれの**ジェンダー**が影響しているかも??

男らしい？

気配りが出来る

感情的

愛情豊か

おしゃれ

決断力がある

強い

家庭的

忍耐力がある

根性がある

豪快

リーダーシップ

女らしい？

“ジェンダー”どうなると問題？

「男はこういうもの」「女はこういうもの」を…



事情を考慮せず
他の人にも強要する



「こうあらねばならない」
と自分にも他人にも
無理をさせてしまう



それを基に
ルールや制度、
組織の風土がつくられる

他人にも

固定観念の押し付け

自分にも

「生きづらさ」

ジェンダーをめぐる
男女格差を生み出す

ジェンダーに囚われていると...

男性だからリーダー・管理職をめざせ

女性だから補助的業務

個人の能力や個性に留意せず『男性だから主要な業務・女性だから補助的業務』など男性、女性という**性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方**のこと



こていてき せいべつ やくわりぶんたんいしき

固定的性別役割分担意識

要注意!

男なら...



仕事優先

主要業務

リーダー

一家の大黒柱

女なら...



家庭優先

補助的業務

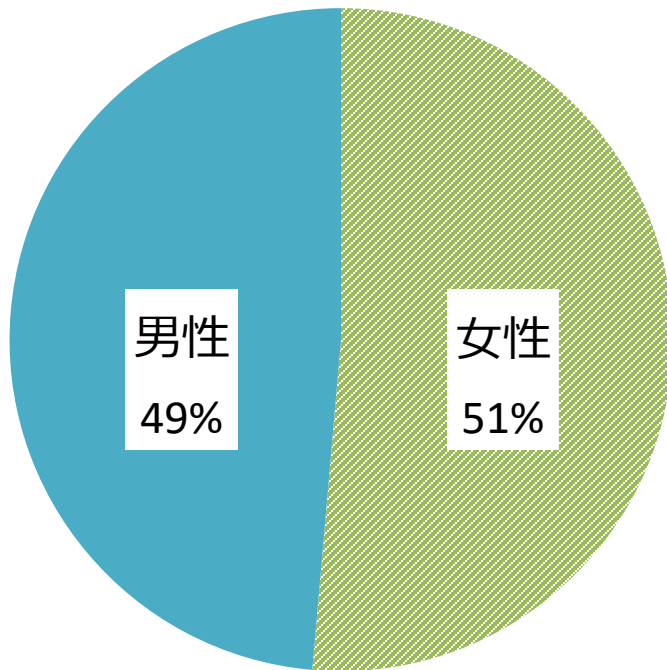
フォロワー

育児は女の仕事

大災害時にはこの意識がより強くなり、様々な問題の原因に

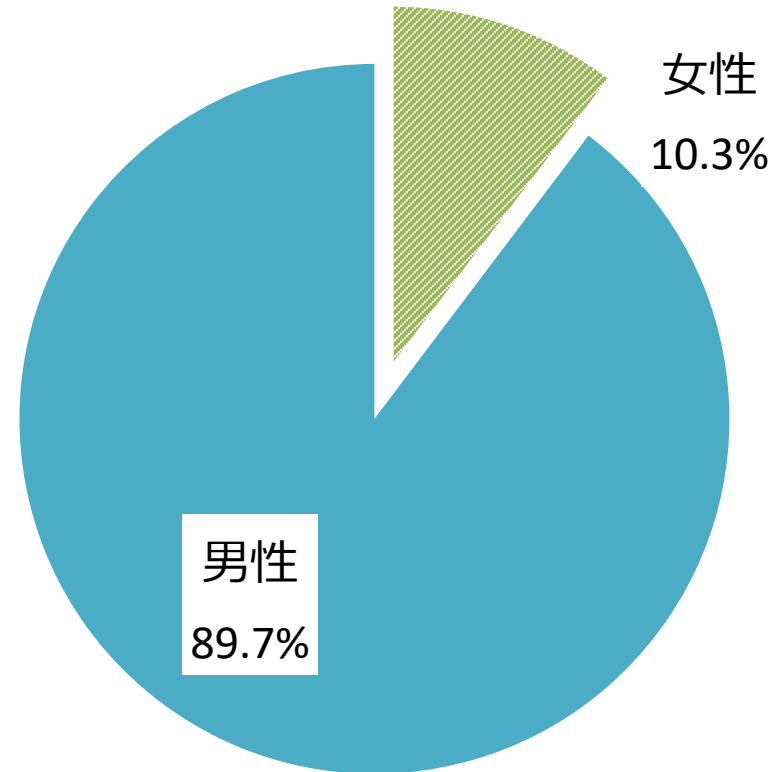
防災に関する意思決定の場は男性が中心

日本の人口割合

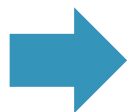


総務省統計局 2022年（令和4年）1月 人口推計より

市区町村防災会議の委員に占める割合



男女共同参画白書（令和4年度版）より



“防災は男性の役目”という 固定観念 = ジェンダー が影響しているかも？

地方防災会議 における 女性 の割合

国の目標：2025年までに地方防災会議における女性の割合を30%にする

達成できている自治体は…

<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（令和3（2021）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県 (会議数) (%)	47 100	0 0.0	1 2.1	8 17.0	31 66.0	4 8.5	0 0.0	3 6.4	16.1
市区町村 (会議数) (%)	1,609 100	328 20.4	228 14.2	446 27.7	494 30.7	83 5.2	26 1.6	4 0.2	9.3
市 区 (会議数) (%)	786 100	35 4.5	102 13.0	234 29.8	321 40.8	69 8.8	21 2.7	4 0.5	12.0
町 村 (会議数) (%)	823 100	293 35.6	126 15.3	212 25.8	173 21.0	14 1.7	5 0.6	0 0.0	6.3

都道府県：47 のうち 3 （約6.4%） ➡ 93%以上が目標値に届かず

市区町村：1609 のうち **30** （約1.8%） ➡ 98%以上が目標値に届かず

大規模災害時に 直面する困難

過去の大災害時の事例から

※ここからは **GDRR** 減災と男女共同参画研修推進センターの
資料も使用しながらお話します

大規模災害時の被災の実態

洪水・土砂災害

- ・ 気象状況、地形の確認。地下街も危険
- ・ 避難のタイミングと避難路確保
- ・ 水の中を歩くのは危険！



地震

- ・ 火災、津波などの発生危険性の有無の判断
- ・ 余震に対する建物の強度
- ・ 避難経路の選択（家屋倒壊による道路閉塞、火災、橋の崩落、落下物等）



大規模火災

- ・ 初期消火が肝心。燃え広がってしまったらすぐ避難
- ・ 風向き・避難路
- ・ 一時集合場所、避難場所の確認（避難所との違い）



津波

- ・ すぐに高台や十分な高さのビル等に避難
- ・ 数時間にわたり繰り返し津波が来る可能性が



共通のリスク要因

自分や家族の身体状況（避難先の条件含む）
 周囲の支援の有無
 昼間か夜か（停電の有無含む）
 季節・天候（雨・風・暑さ・寒さ）など

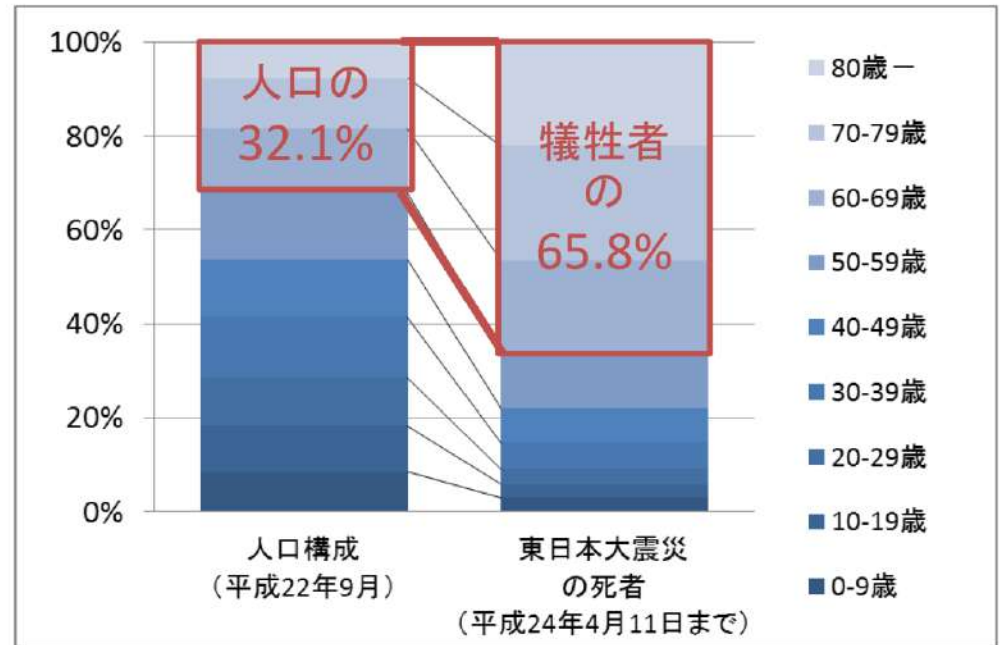
乳幼児、高齢者、
 障害者を連れて本当に
 逃げられる？
 逃げるのが正しい？
 いつ・どう逃げる？



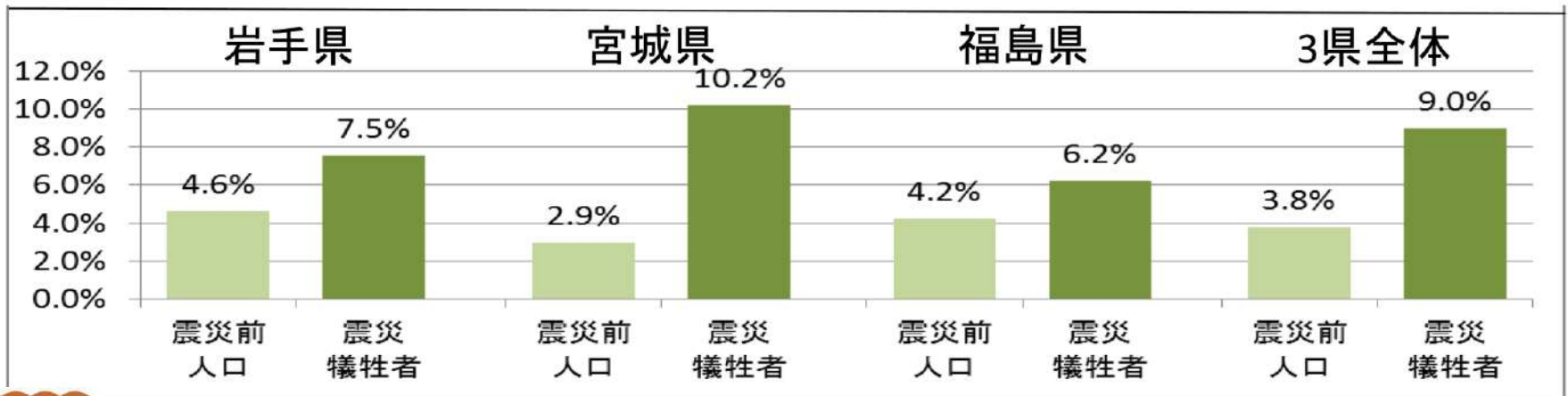
Data 東日本大震災では… 高齢者が多く亡くなった

上図：警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【23.3.11～24.3.11】」、平成22年度国勢調査より

下図：中日新聞(2013年4月22日)被災前人口(平成22年9月1日)に占める障害者手帳保有者の比率と、震災の犠牲者に占める比率

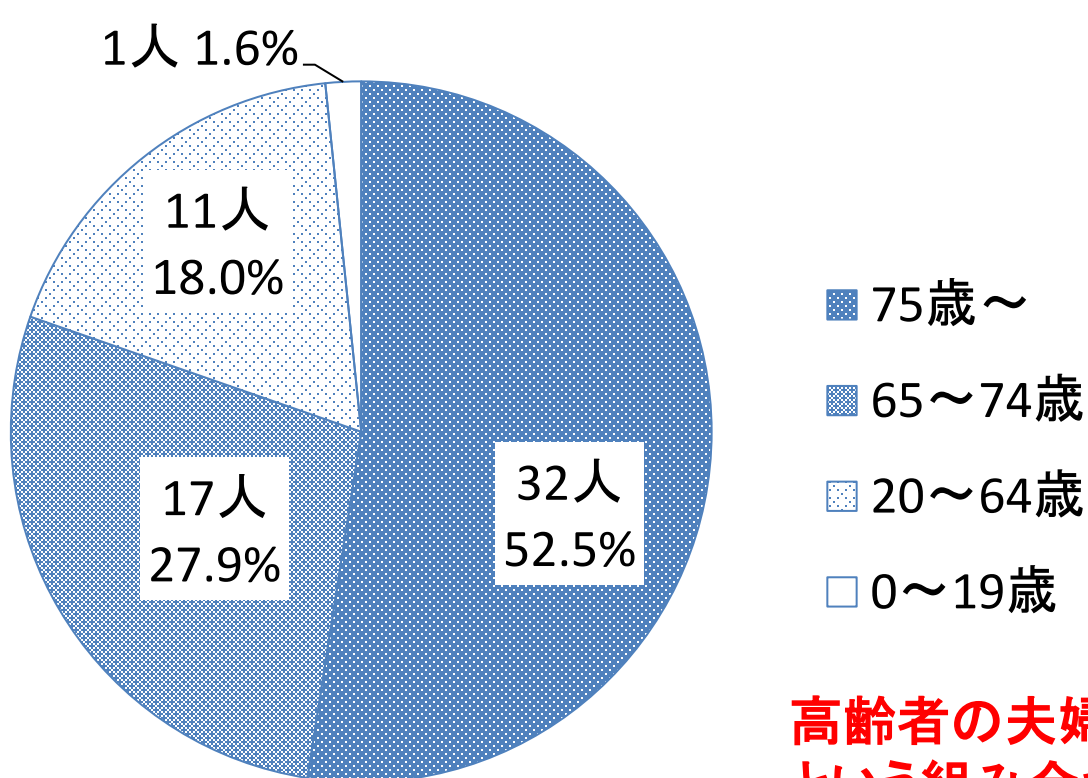


Data 東日本大震災では… 障害者の死亡率は健常者の2倍以上



Data 西日本豪雨水害で… 岡山県内の犠牲者の内訳

7月21日9:00に岡山県が発表した犠牲者名簿(年齢・性別の記載あり)にもとづく死亡者の年代別内訳

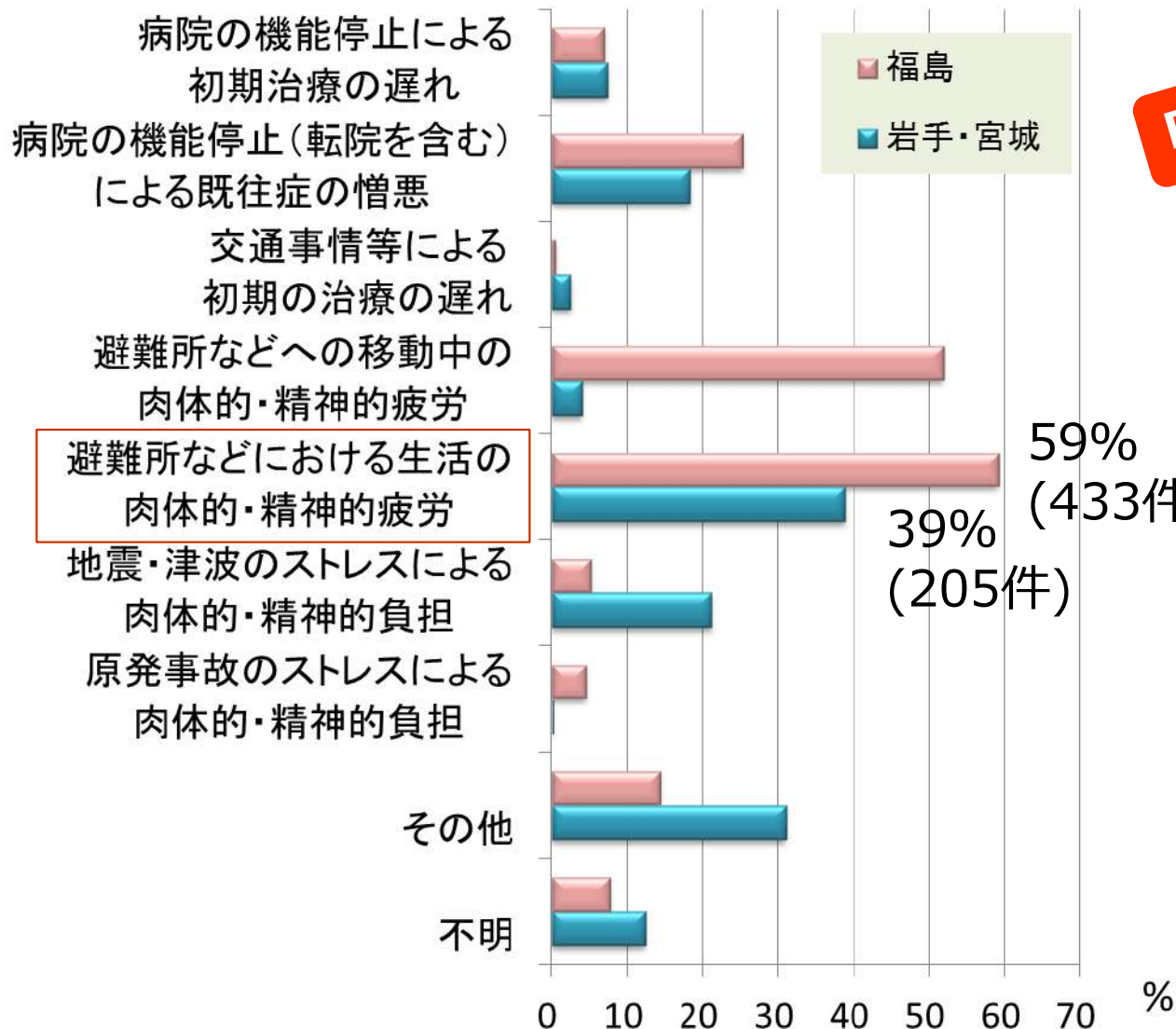


男性 30人
女性 31人

**高齢者の夫婦、高齢者とその子供
という組み合わせで亡くなっている
ケースも少なくない**

※死亡者61人(うち51人は真備町)のほか、行方不明者3人、重症8人、軽傷152人。

Data 東日本大震災では・・・関連死の約半数が避難生活での疲労



POINT!

災害関連死

令和6年12月31日
時点で**3,808**人認定。

66歳以上 =
88.6%

Data 熊本地震では・・・ 災害関連死は直接死の約4倍

熊本地震（令和3年4月 新聞報道より）

直接死： 55人（※）

関連死： 221人

※ 6月大雨による二次災害被害者を含む

熊本県218人、大分県3人

震災関連死 原因と人数

原因	人数
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	112
避難所生活などの肉体的・精神的負担	81
医療機関の機能停止などによる初期治療の遅れ（転院、既往症の悪化など）	46
電気、ガス、水道などの途絶による肉体的・精神的負担	14
社会福祉施設などの介護機能の低下	9
交通事情などによる治療の遅れ	2
多量のじん灰の吸引	1
その他（家屋倒壊による外傷など）	15

（複数回答）

<ケース>（報道より）

- ・ 車中泊をしていた51歳の女性が、発災から4日目にエコノミークラス症候群（肺塞栓症）で死亡。
- ・ 妊娠5か月の女性が車中泊10日目で体調悪化。病院で帝王切開で取り上げられるが、その新生児は死亡。

Data 熊本地震では・・・ 災害関連死は直接死の約4倍

70代以上が **77.5%**

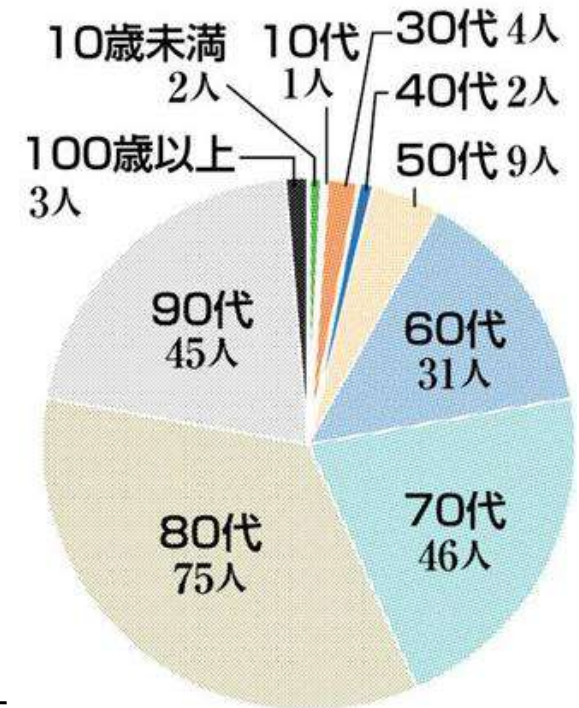
熊本地震（令和3年4月 新聞報道より）

直接死：55人（※）

関連死：221人

※ 6月大雨による二次災害被害者を含む

熊本県218人、大分県3人



<ケース>（報道より）

- ・ 車中泊をしていた51歳の女性が、発災から4日目にエコノミークラス症候群（肺塞栓症）で死亡。
- ・ 妊娠5か月の女性が車中泊10日目で体調悪化。病院で帝王切開で取り上げられるが、その新生児は死亡。

地震からせつかく守った **命** の多くが、**関連死**で失われている

避難所の物資配布窓口で、物資をもらいに来た10代の女の子が、窓口の様子を見て、引き返してしまいました。なぜでしょう？

またこの男性はなぜ物資を担当しているのでしょうか？

物資の管理上、どんな苦勞を抱えているのでしょうか？

ちなみに担当の男性は地域組織の役員で、人望も厚く、寝る間も惜しんで、懸命に避難所運営を担っています。

イラスト教材 避難所の物資受付にて



1 環境面の困難

生活環境、救援物資の問題など

2 安全面の困難

治安の悪化、DV、性暴力など

3 家庭・社会生活面での困難

性別による役割分担の固定化からくる問題など

4 復興期の家族・地域での関係の問題

地域での孤立、DVの増加など

性別・立場による被災の違い ①

環境面の困難

生活環境（プライバシー、衛生）

…着替えや授乳が困難、下着が干せない
乳幼児・障害者・認知症の人/その家族
⇒避難所にいられない



物資の不足と配布方法

…育児・介護用品、女性用品・下着の不足
…男性のみによる配布
…在宅避難者が物資を受け取れず



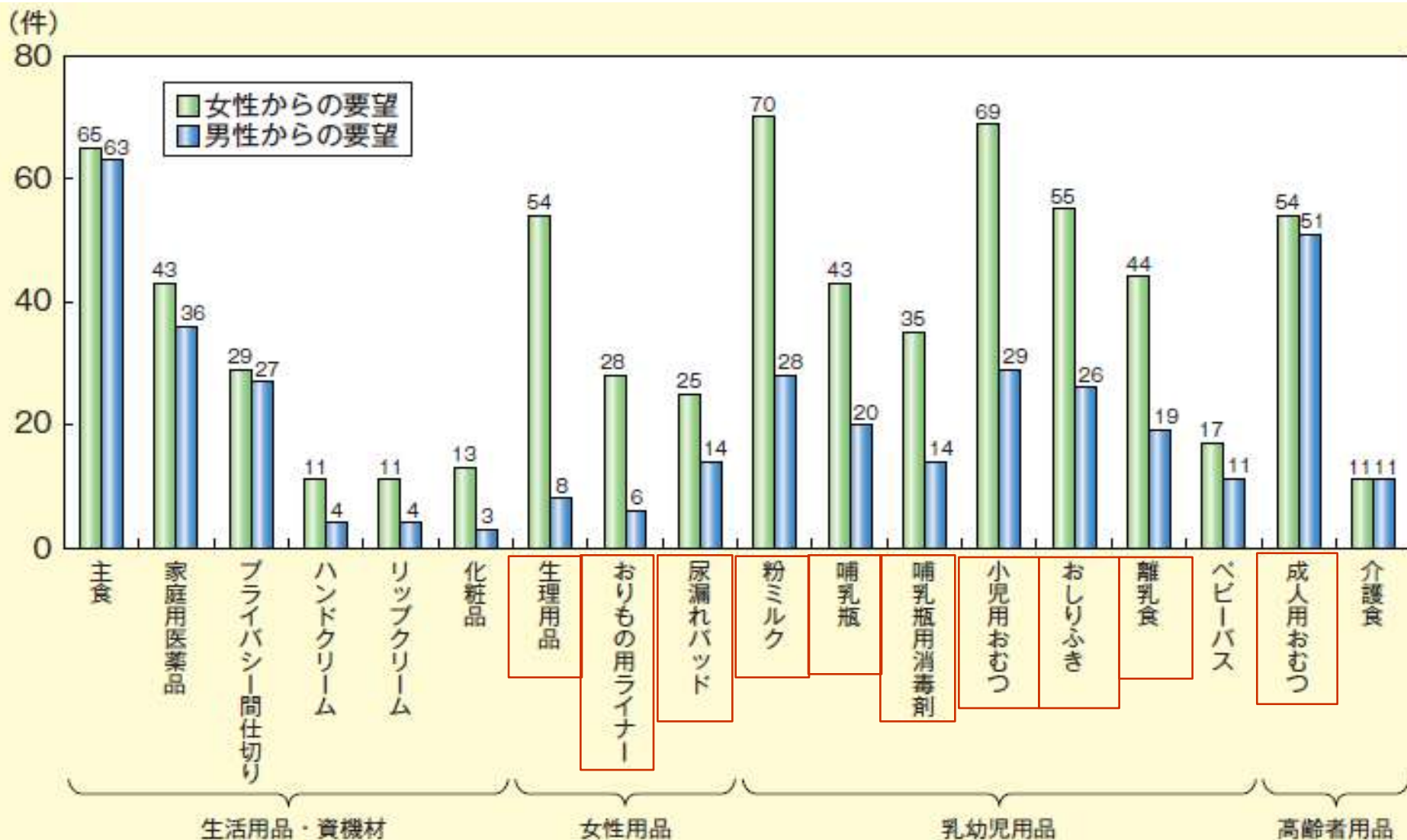
心身の健康

…慢性疾患の悪化、感染症、便秘、低栄養や
生活不活発病、介護者不足による褥そう形
成や悪化、ストレス・不安・不眠。
…女性の疾患（外陰炎・膀胱炎等）
…妊産婦・褥婦の医療支援不足
…男性はストレスを溜め込みがち



Data

東日本大震災で… 物資に関する要望の男女差



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。

2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時期は、平成23年11月。

性別・立場による被災の違い ②

安全面の困難



DV（身体的暴力、暴言、経済的暴力）

⇒元々あった暴力の悪化、喪失や環境の変化

性暴力・ハラスメント（多様な形態で起こった）

⇒避難生活環境の改善の不足、
暴力防止対策の不備・相談体制の不足

**被災者・支援者ともに、
加害者・被害者のいずれにもなり得る**

…認知度が低い課題、子どもも被害

…日常にもまして声を上げにくい

対策のポイント

- いかなる犯罪も許さない！地域リーダー（特に男性）の毅然とした姿勢
- 男女リーダーが一緒に担当する（情報収集・相談のしやすさ）
- 女性と子どもから意見を聞いて環境改善を行う。
（照明、相談先情報の提供、防犯カードやブザーの配布、巡回の工夫など）
- 被害者がいる場合はプライバシーに配慮。本人の意思を尊重して支援。
- 専門的機関と連携する（警察、男女共同参画センター、保健所等）

☆ 女性と子どもにだけ注意喚起をしても、根本的な問題解決にはつながらない

性別・立場による被災の違い ③

家庭・社会生活面の困難

性別役割の顕在化

- …ライフラインがない中での
家事や家族の世話の重労働化
- …女性の炊き出し負担（無償＆長期化）
- …一部の男性へ過度の負担の集中

（全体にかかわる問題として）

避難所運営・復興協議への参画

- …責任者や委員は大半が男性
- …女性や障害者等が参画できない

（被災者の半数を占める女性特有の要望と、被災者支援の質を左右する、栄養・衛生・育児・介護等の経験・知識が反映されない。障害者や要介護高齢者自身の要望が反映されない）



性別・立場による被災の違い④

復興期の家族・地域での関係の問題



孤立・アルコール

- …仮設住宅（みなし仮設）、復興住宅などで新たなコミュニティが形成される際孤立する人
- …アルコール依存、孤独（男性が多い）

DV・虐待

- …復興期にDV（夫婦や恋人間での暴力）や虐待が増加する傾向
- …社会的支援へのアクセスの問題
情報を知らない、相談を躊躇する女性
- …積極的に支援を受けない男性

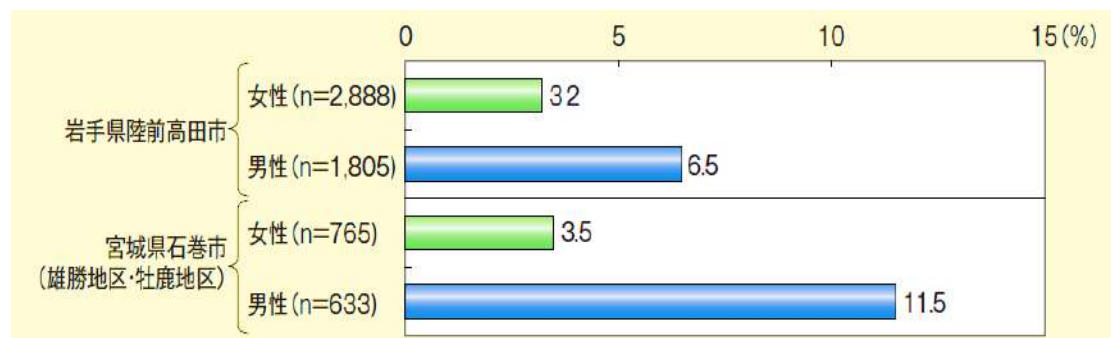


働くこと・収入を得ること

- …女性は先に解雇・失業率が増加
- …保育・介護施設の機能低下
- …世帯主単位の支援金等の支払い

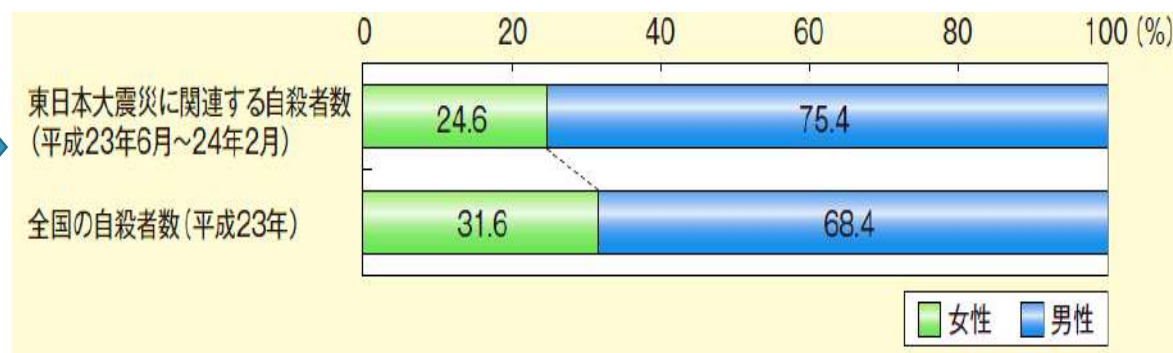
「災害時要支援者」だけの問題ではない

男性も「困難」を抱える 災害時、困難は**全員**におとずれる



← 飲酒量が増加した人の割合
(陸前高田市、石巻市)
(男女別)

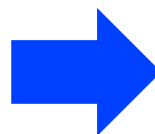
東日本大震災に関連する
自殺者数の男女別割合



災害時には平常時における社会の課題が顕在化

平常時の社会の課題

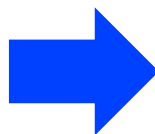
意思決定の場に女性が少ない／いない



災害時

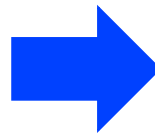
災害対応や復旧・復興で女性の意見やニーズが反映されず、必要な支援・物資が提供されない

「男性は仕事」「女性は家庭」といった性別を理由とした役割分担意識が根強い



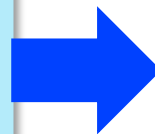
避難所運営で男性がリーダー、女性は食事や片付けなど、特定の役割が片方の性別に偏る

DVや性暴力など女性に対する暴力



避難所などでプライバシーが守られないことや、様々なストレスや制約が重なることなどによりDV・性暴力のリスクが高まる

女性は非正規雇用で働く場合が多い（※女性の被雇用者のうち、非正規雇用で働く人の割合は約56%）



解雇、雇い止めなどの対象になりやすく、世帯収入が減る・途絶する

男なら…

大変な時こそ
しっかりしなければいけない

リーダーシップを
とらなければいけない

弱音を吐いてはいけない



女なら…

炊事・洗濯をしなければいけない

配慮が必要な人のケアは
女性の仕事

みんな大変なんだから
我慢しなければいけない

特に災害時は

ジェンダーや固定的性別役割分担意識

強まる

社会にある性別での『決めつけ』の意識によって、**防災の現場**でも

- 意思決定の場に女性が少ないために、女性の声が反映されず、避難生活に困難を強いられた
- 平常時から根強い「**固定的な役割分担意識**」がより強固になり、災害後に増大した炊事洗濯などの家事、子育て、介護等の家庭的責任の負担が女性に集中
- 女性から解雇される
- 性暴力、性被害は表面化しない（声をあげにくい）

大規模災害時には拡大する傾向の被害・困難

GDRR

**大規模災害**

直接の人的被害
(死亡・大けが)

+

救命・救助力の不足

+

建物やライフラインの被害

+

避難生活者の増大

+

避難生活上の過酷さと犠牲者の発生

(高齢者・障害はもちろん女性や子どもも)

+

生活再建の遅れ・貧困・暴力・

人口減少・税収減少など

適切な対策が
取られないと

時間経過とともに被害拡大

**大規模災害から
すべてのいのちを守るために**

1. 被害を軽減するために～多様性配慮の視点～

今後の災害対策に求められること

拡大する被害を
大幅に軽減へ！

直接の人的被害の軽減
+
救命・救助力の増加
+
建物・ライフラインの被害軽減
+
避難生活者の減少
+
避難生活における
困難や犠牲者の減少

耐震化・室内安全化
家庭の備蓄
救命・救助訓練
初期消火訓練
避難行動要支援者
支援
避難所運営の検討
・実践的訓練
在宅避難者支援
のしくみ
要配慮者支援
多様な連携・協力

くらしの視点+男女・多様な参画

男女共同参画の推進、福祉のまちづくり、人権意識の向上、DV対策など暴力防止と支援、多文化共生への理解などを
平時から進めておくことが、災害に強い社会づくりには不可欠

平時にできない
ことは、災害時
もうまくできない

災害と男女共同参画・多様性配慮の視点

避難行動要支援者／要配慮者

乳幼児、高齢者、心身の障害者、
妊産婦、傷病者、
外国人居住者・旅行者・・

多様な人々

性別、性自認、年齢、
国籍や母語の違い、
家族構成、就労状況

被災者一人ひとり直面する問題は違う

「同じ支援で皆平等」では、被害拡大

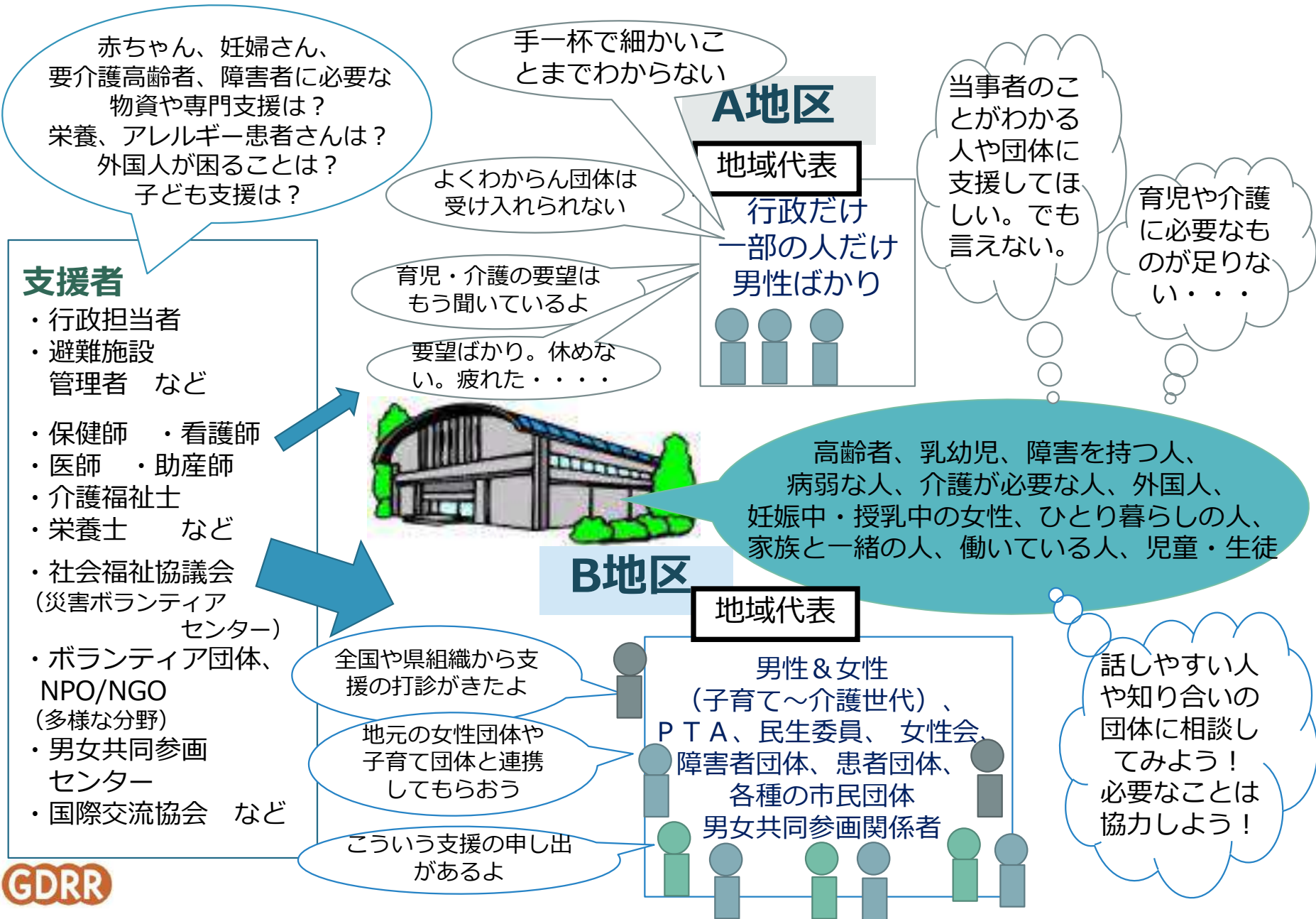


地域に暮らす多様な人々の「違い」に配慮した体制・支援が必要

- ✓ 被災者／要配慮者の半分は女性
- ✓ 当事者でないと、わからないことが数多くある（女性のこと、育児・介護のことなど）
- ✓ 現状は、要配慮者や子どものケアをしている人の多くが女性
- ✓ 保育・医療・介護現場のプロの多くが女性
- ✓ 女性は防災活動や災害時の対応に必要な、実生活に根差した知識や能力を多く持っている

女性も男性とともに、地域の役員や組織の責任者により多く就けるようにし、障がい者や地元在住の外国人等の参加も得つつ、多様な視点で取り組むことが不可欠

被災地（者）支援に必要な連携



国の『防災基本計画』の男女共同参画関連記述（要約）

第2編 各災害に共通する対策編

〔2020年5月改定版より〕

第1章 災害予防

- 防災知識の普及・訓練を実施する際、高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の多様なニーズへの十分な配慮
 - 地域における要配慮者を支援する体制の整備
 - 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮
 - 自主防災組織の育成・強化、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等と、女性の参画の促進。
- 男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるようにする。
 - そのため、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携して明確化しておく。

国の『防災基本計画』の男女共同参画関連記述（要約）

第2章 災害応急対策

〔2020年5月改定版より〕

- 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 被災者の生活の維持のため必要な食料・飲料水・燃料・毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。その際、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する

第3章 災害復旧・復興

- 被災地の復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者・高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 防災まちづくりを実施する際、住民の理解を求めるよう努める、併せて、障害者・高齢者・女性等の意見が反映されるよう環境整備する。

地域防災での好事例の紹介

宮城県仙台市

福住町町内会

注目点

- 東日本大震災前から「共助」の重要性に着目し、町内会の仕組みを整備
(「福住町方式」と呼ばれ全国の地域防災分野で注目)
- 町内会の実行部役員42名中、その半数以上が女性で構成



福住町方式

- ・「重要支援者」のリスト作り
- ・自分たちで作成した防災マニュアルに基づく防災訓練の実施
- ・仙台市内外の町内会・グループとの「災害時協力協定」の呼びかけ など

どうしたか？

1 女性が参画しやすい仕組みをつくる

- ・学校または中学校を卒業するタイミングで退任されるPTA役員の方々に声をかけ、1年間だけの約束で町内会の支援部隊のようなかたちで協力していただく

→ **女性がグループで参画してもらえるようにし、地域活動への参画のハードルを下げる**

2 夏祭りと防災訓練をつなげる

- ・夏祭りの役員が、防災訓練でも同じ役割のまま活動している
- ・各家庭の行事参加率を上げ、結果として防災・減災に必要な「地域のつながり」を作ることにつなげる



参考：内閣府男女共同参画室「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」

地域防災での好事例の紹介

高知県安芸市

川向地区防災会



注目点

- 男性、女性、高齢者から子どもまで老若男女が地域の避難訓練に参加している
(中学生が司会、高校生が訓練メニューを提案するなど、世代を超えて積極的に参画)
- 防災会役員30名の男女比はほぼ半々

どうしたか？

1 規約への明記

- ・ 防災会の規約に、副会長と副班長を「男女各1」と記載している
- ・ 世帯主ではなく、実際に活動している人の名前を名簿に記載するようにしたことで女性の名前が名簿に載り、女性の参加率が高まった

➡ このルールによって、女性たちが意見を言いやすくなり、地域の防災活動にも変化がみられるようになってきた

2 さまざまな立場の人が発案した多様な訓練メニューを実施

- ・ 非常用持ち出し備品の確認、夜間訓練、防災ビンゴなど
- ・ 各活動は完ぺきをめざさず6割くらいが合格点としている

参考：内閣府男女共同参画室「女性が力を発揮するこれからの地域防災～ノウハウ・活動事例集～」

川向地区防災会 規約 抜粋

・ 第6条(役員)

防災会には原則として、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名(男女各1) 事務局 1名

班長 1名 副班長 2名(男女各1) 監査 1名

委員 若干名(消防 日赤 リーダー長 リーダーなど)

・ 第8条(役員の任期)

役員の任期は総会の翌日から次期総会の日までとする。ただし再任を妨げないが会長の任期は最長2年とする。

班長、副班長は原則として名簿の順とし、1年交代とする。

班長は75歳以上は免除とする。また、健康上などの諸事情により免除することもある。

▲ 防災会の規約の抜粋

生理用品、紙おむつ・・・

避難物資が届くまでに
どれくらい備蓄しておけば
足りるんだろう？

赤ちゃんへの授乳には
どんな配慮があるんだろう？

粉ミルク？ 水？湯？

自治会長を引き受けたが、
そんなに体力に自信もないなあ。
災害来たらって思うと心配で心配で...

➡ **女性が防災に参画することで
心配も男女で分散できるようになります！**

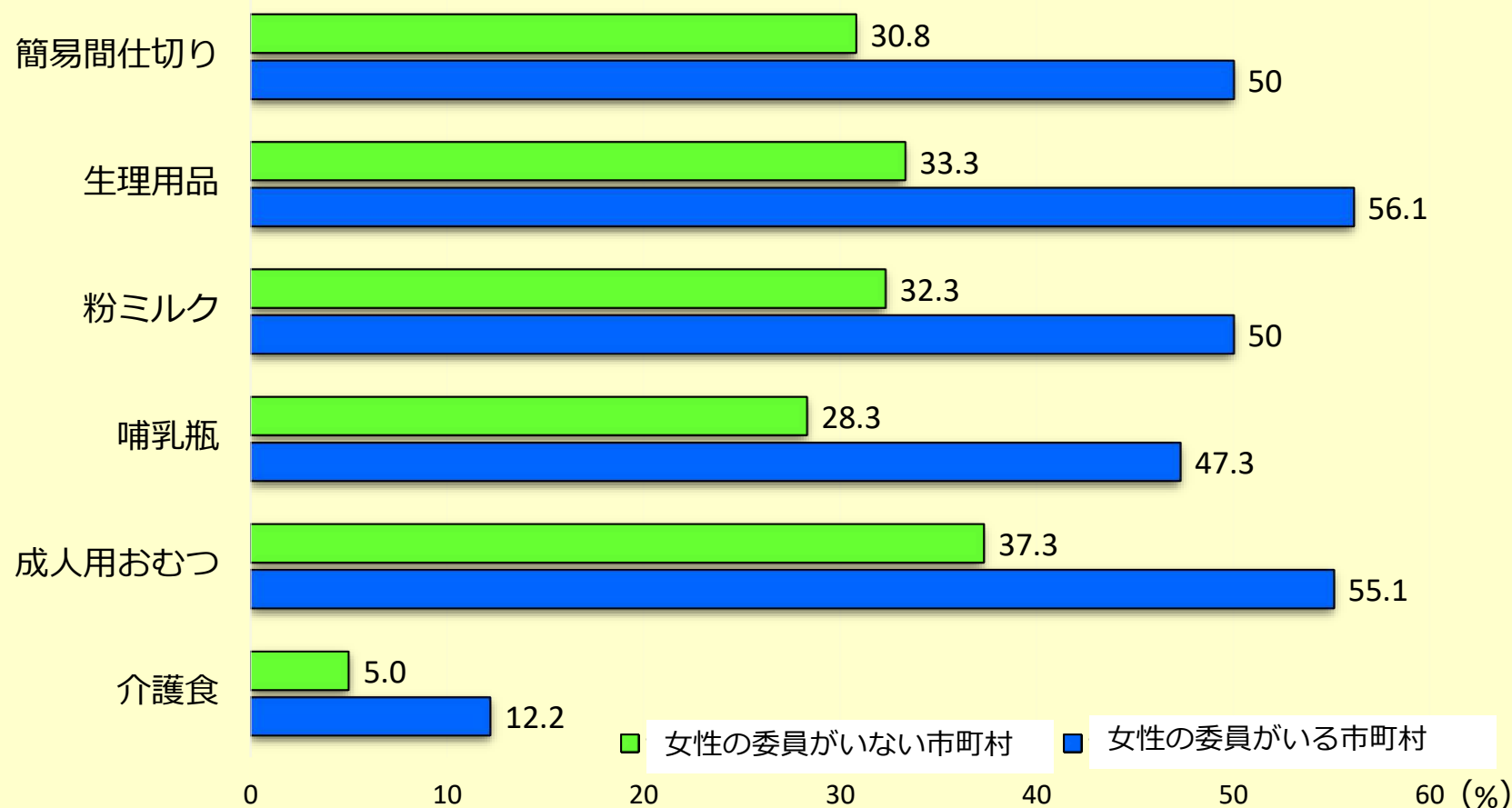
➡ **多様な人が地域防災に関わる足掛かりに**



女性の参画が進んでいるほど地域の備えも充実

市町村防災会議の女性委員の有無と備蓄品の関係

(備えている品)



今日のお話のまとめ

災害は、社会の「弱点」を浮き彫りに・・・

●災害時はより「弱い」場所、「弱い」人へ被害が偏る

女性・子ども・外国人・障がい者にやさしくない避難所

= 女性・子ども・外国人・障がい者にやさしくない町づくりになっているのでは？

●災害時は「性別役割分担意識」が強化される傾向

特に**女性**は（自分も同じ被災者なのに）

ケアされる立場ではなく「**ケアする立場**」になることを優先される傾向

（大震災時だけでなく、台風被害などの避難生活でも同様の問題は発生）



「こんな大変なときに
わがままみたいなこと
言えない」

「みんな苦労してるから…」

必要な支援は何か
分からなくなってしまう…

必要な支援を必要な人に
届けられなくなってしまう…

まとめ

せつかく災害から守った命を“**関連死**”で失うことなく復興の力に！

だれもが安心・安全な避難所（生活）の実現



特定の人・性別に責任が偏らず、必要な支援が必要な人に届くように

「多様な当事者の声」を聞き取り



特に女性の声にはさまざまな立場のニーズ・情報が含まれている

多様な当事者が参加しやすい「仕組み」をつくる



「女性の参画」が「多様性」を実現するための第一歩！

平時（災害が起こる前）から、多様性を受け入れる寛容性を育む



女性をはじめ、多様な人が参画しやすい環境、風土を日頃からつくる

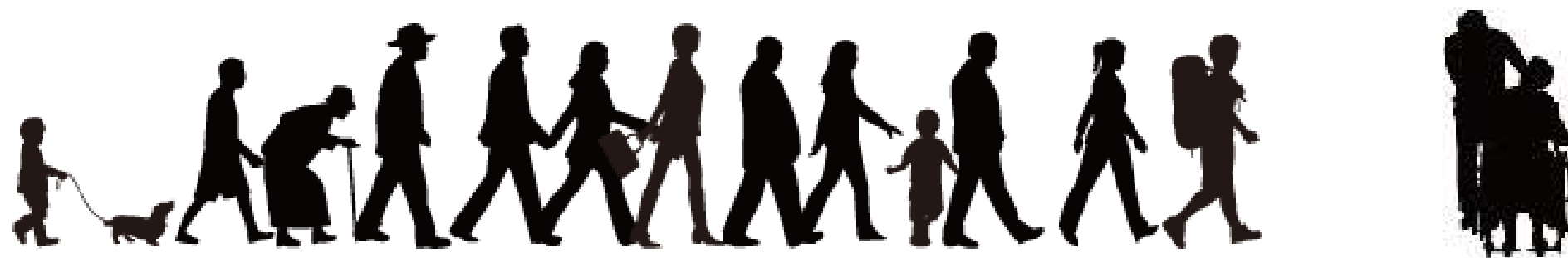
私たちの一人ひとりが身の回りの**ジェンダー**を見つめてみる

男性は〇〇、女性は〇〇に縛られたり、押し付けたりしていませんか？

まとめ

女性や障がい者、子ども、外国人など、災害時要支援者 に「やさしい避難所」は

**男性にとっても、
健常者にとっても、
すべての人にとって「やさしい避難所」になる**



多様性に配慮されたまち

=

**災害リスクに強く、
復旧・復興にも有効**

その第1歩が **男女共同参画社会づくり**

ぜひ、日々の備えに男女共同参画の視点を！

さらに細かな情報は

内閣府男女共同参画室

災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

この二次元コードから
アクセス



または

男女共同参画 防災



「男女共同参画 防災」で検索

【資料】 減災と男女共同参画 研修推進センター

【参考】 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
内閣府男女共同参画局「女性が力を発揮するこれからの地域防災
ノウハウ・活動事例集」
内閣府「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」
全国女性会館協議会「相互支援ネット」<https://saigai-network.j-kaikan.jp/>
フラ花の会、公益財団法人 ほくりくみらい基金 他
【彩りあふれる能登の復興へ
令和 6 年能登半島地震の女性の経験と意思に関するヒアリング調査】

災害からすべての人のいのちを守るために
—男女共同参画の視点で防災・減災を考える—

ご清聴いただきありがとうございました

フレンティ

